

一般社団法人 岐阜県臨床検査技師会  
災害時対策マニュアル

第1版

平成30年11月30日作成

一般社団法人 岐阜県臨床検査技師会

## 1. 【災害の提議】

地震・水害・台風・大規模火災などの自然災害をいう

### 1.1 【災害時情報収集および支援要請の構築】

一般社団法人岐阜県臨床検査技師会（以下、岐臨技）に災害時における情報収集および支援要請体制を以下のごとく構築する

情報収集・・・災害の種類・規模に関わらず日臨技からの要請もしくは岐臨技会長が必要と判断した時に調査を実施する

支援活動・・・広域災害において、被災施設より支援要請があり、岐臨技災害対策本部が支援の必要があると認めるとき

支援要請・・・情報収集を行い、支援要請がある場合、被災地災害支援室に災害時支援要請連絡シート（表1）のFAX および支援要請連絡用電話での連絡をする

（付）

\* 日臨技会長の指示により、日臨技と被災地との連絡体制の確保のため支部内に被災地災害支援室を設置する。  
被災地災害支援室の指揮は支部長または副支部長がとる。

\* 各都道府県技師会は平素より災害連絡責任者を定め、災害時には災害連絡責任者から被災地災害支援室へ被災状況の報告を行う。

## 2. 【災害対策本部の設置】

岐臨技災害対策本部は岐臨技事務所に置く。岐臨技事務所が被災し、使用が不可能な場合は岐臨技会長が指定する地域に災害対策本部を設置する。また、岐臨技会長が被災し、本部長として指揮をとれない場合は岐臨技会長が本部長代行を指名する。

構成員 本部長（岐臨技会長）：総括

副本部長（岐臨技副会長）：本部長サポート

災害連絡責任者（岐臨技会長）：被災地災害支援室との連携

情報収集委員（常務理事）：被災状況・被災会員の有無の確認

### 2.1 【本部員活動内容】

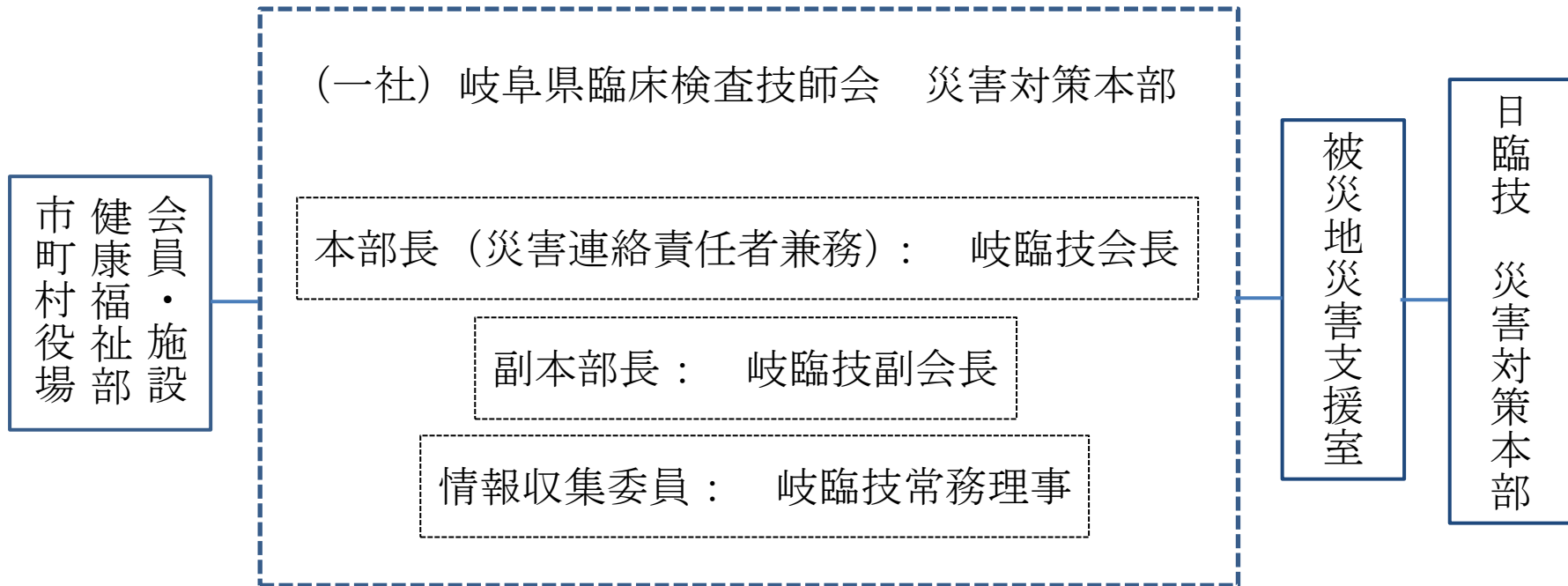
#### 2.1.1 【災害連絡責任者】

- ・被災状況、被災要請を確認し、被災地災害支援室に災害時支援要請連絡シートのFAX および支援要請連絡用電話での連絡をする。

#### 2.1.2 【情報収集委員】

- ・被災会員数、被災状況（施設・職場）、支援要請の情報を収集する。
- ・情報収集先として
  - 1) 被災会員数・施設・・・技師長もしくは施設連絡責任者
  - 2) 医療情報・・・県の健康福祉部、市町村役場からの情報入手を試みる。ただし、被災地を所轄する公的機関は情報が混乱しており、必要な情報や指示は得られない場合が多い。
  - 3) 交通情報・・・国土交通省道路局の渋滞情報等、インターネットにより各種の情報を入手する。現地の状況は刻々と変化しており道路事情は現地でなければわからない。

## 【災害発生時組織図】





**【参考資料】**

- ・ 一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会 災害時支援対策マニュアル

版数	改版/見直し 年月日	改版/見直し事項	承認	作成
初版	2018/11/1	初版発行	浅野	浅野